

証券コード 2668

2025年5月2日

(電子提供措置の開始日2025年4月30日)

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

タビオ株式会社

代表取締役社長 越 智 勝 寛

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第48期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

【<https://tabio.com/jp/corporate/company/ir/notification.html>】



東証ウェブサイト

【<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>】



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タビオ」、又は、「コード」に当社証券コード「2668」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法(インターネット)又は書面(議決権行使書)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年5月21日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
2. 場 所 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F
当社本店大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金の処分の件

以 上

~~~~~  
◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

◎電磁的方法（インターネット）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

◎議決権行使書による議決権行使と電磁的方法（インターネット）による議決権行使を重複して行われた場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供制度の導入前にお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の開始に伴い、上記ウェブサイトに掲載して提供することとなりました。お手数ですが、上記各ウェブサイトアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。

◎書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

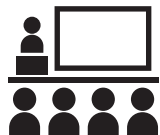
◎次回以降につきまして書面での送付をご希望の株主様におかれましては、証券口座を開設されている証券会社又は株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

## 1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

**日 時** 2025年5月22日（木曜日）午前10時

**会 場** 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス内パークスタワー16F  
当社本店大会議室

## 2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信下さい。

**行使期限** 2025年5月21日（水曜日）午後5時30分まで

## 3. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送下さい。

**行使期限** 2025年5月21日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

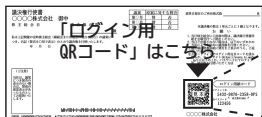
**議決権行使期限** 2025年5月21日（水曜日）午後5時30分まで



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3. 議案の賛否を選択



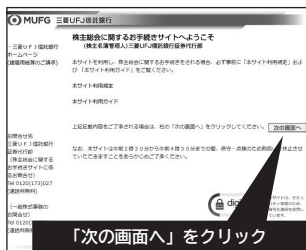
画面の案内に従って議案の賛否を選択



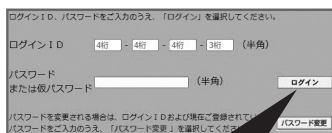
画面の案内にしたがって行使完了です。

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



## 2. お手元の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufig.jp/>



## ご注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンなどで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

**0120-173-027**

（通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時）

## 事 業 報 告

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源価格の高騰や為替の影響による物価上昇、ウクライナや中東における地政学リスク等の不安定な状況が続いているものの、賃上げの継続傾向やインバウンド需要等の要因により、景気は緩やかな回復基調にあります。

国内の衣料品販売市場では、エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇が継続し、消費者の節約志向の高まりから個人消費の減速が懸念される等、依然として先行き不透明な状況であります。

このような状況の中で当社グループは、世界的なブランディング向上施策を実施し、新しいお客様への認知度を高め、潜在顧客の発掘と既存顧客のロイヤリティ向上に取り組んでおります。

#### (国内専門店事業)

国内専門店事業におきましては、『靴下屋』40周年を記念したアニバーサリーイヤーとしてブランドのさらなる飛躍を目指し、さまざまなプロモーション活動を展開してまいりました。中でもアーティストの木村カエラ氏を公式アンバサダーに迎え、限定コラボレーション商品の発売を行ったことは、ブランドイメージを刷新し、新たな顧客層の開拓につながる大きな一歩となりました。

また、『Tabio』では「11.11くつしたの日」に向けて日本靴下協会の参加企業と協力し、POPUPイベントを開催いたしました。日本靴下協会に所属する企業の商品を一堂に集めることにより靴下業界全体の活性化、ブランドの認知度向上により、新たな顧客層を獲得することができました。

以上の結果、「国内専門店事業」の売上高は127億29百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

#### (国内EC事業)

国内EC事業におきましては、アフィリエイトによる商品紹介を行ったことにより多くのユーザーに効果的にリーチできたことでECモールへの流入を生み出すことができました。また、自社モールの検索機能を強化したことで、キーワード検索の精度、検索結果の表示速度が向上し、お客様が必要な商品をより簡単に見つけられるようになり、購入までのプロセスが一層便利になりました。さらに商品写真の改善を実施いたしました。イメージがしやすいようコーディネート写真を増やし、サムネイルには商品特徴のアイコンを追加いたしました。これらの施策を通じて、売上の増加につなげることができました。

以上の結果、「国内EC事業」の売上高は20億79百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

#### (海外・スポーツ卸事業)

海外事業では、アジア市場において中国では新たに6店舗をオープンいたしました。EC・SNSの商品を中心に中国生産を強化し、SNS・REDをメインに売上貢献いたしました。韓国では2店舗目をオープンした他、済州島でのマラソン大会にマラソンプースを初出店するなど、認知度の向上に努めました。

スポーツ卸事業におきましては、コロナ後の全国的なマラソン大会の拡大は少し落ち着きを見せましたが、ランニングソックスの需要は依然として高水準を維持しております。またフットボールソックスが引き続き全体の売上に貢献し、ベースボールソックスの新商品投入で展開店舗を拡大いたしました。

以上の結果、「海外・スポーツ卸事業」の売上高は20億42百万円（前年同期比25.5%増）となりました。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店11店舗、直営店5店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店9店舗、直営店10店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店119店舗（海外代理商による35店舗を含む）、直営店149店舗（海外4店舗を含む）、合計268店舗となりました。

利益面におきましては、店舗等の原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行った結果、減価償却費112百万円を計上しております。また、固定資産の減損会計の適用を行った結果、減損損失136百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は168億52百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益739百万円（前年同期比23.7%増）、経常利益754百万円（前年同期比21.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益520百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

## （2）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、訪日外国人客数の増加、国内消費の二極化、調達コストの上昇圧力など、市場の変化を的確に捉え柔軟に対応することが求められるものと予測されます。

このような状況の中で当社グループは、①既存商品×新規販路、②新規商品×新規販路の開拓など挑戦的な取り組みで成長基盤の構築を目指し、以下の重点戦略を推進してまいります。

### （1）商品戦略の最適化

WEBで顧客の共感と呼ぶストーリー性豊かな商品開発ヘシフトし、オンライン訴求力の低い商品は積極的に整理・削減します。

商品ブランドの統一によってラインナップを最適化し、顧客の共感を得られる商品に販売促進費を集中的に投下することで、ヒット商品の創出を強化します。

また、商品数を削減して生まれたリソースは、新ブランドの開発による高付加価値商品の展開や、新規販路の開拓に振り向け、顧客層の多様化を実現してまいります。

### （2）靴下業界における協業推進

株式会社ナイガイが有する世界的認知度の高いブランドのクロスセルを強化し、国内の新規顧客及びインバウンドの獲得をより一層強化してまいります。

また、今秋には株式会社ナイガイと『Tabio』との協業新規業態を首都圏に outlet 予定となっており、両社の持つ商品を選定・編集することで、お客様にとって新鮮かつ魅力的な商品提案を継続的に実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は586百万円であり、その主なものは直営店の新規出店・移転・改装に伴う内装・什器及び資産除去債務の見積額の変更に伴う固定資産の増加等であります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 45 期   | 第 46 期   | 第 47 期   | 第 48 期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|----------|----------|----------|---------------------|
|                          | 2022年2月期 | 2023年2月期 | 2024年2月期 | 2025年2月期            |
| 売 上 高(百万円)               | 13,677   | 15,264   | 16,220   | 16,852              |
| 経 常 利 益(百万円)             | 201      | 529      | 621      | 754                 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 183      | 232      | 469      | 520                 |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 27.04    | 34.17    | 69.06    | 76.62               |
| 総 資 産(百万円)               | 7,748    | 7,733    | 7,680    | 8,522               |
| 純 資 産(百万円)               | 3,990    | 4,019    | 4,471    | 4,831               |

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第46期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な子会社の状況

| 名 称                 | 資 本 金<br>又 は<br>出 資 金 | 議決権比率      | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|---------------------|-----------------------|------------|-------------------------------|
| タビオ奈良株式会社           | 千円<br>9,000           | %<br>100.0 | 物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等 |
| Tabio France S.A.S. | 千€<br>900             | %<br>100.0 | 衣料品の小売、卸売及び輸出入                |

## (7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を国内に145店舗（『靴下屋』関連98店舗、『タビオ』関連47店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は国内で84店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに1店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しております。また中国と韓国において代理商による35店舗を展開しております。（中国33店舗、韓国2店舗）

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。

# (8) 主要な事業所等

① 本 社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス内パークスタワー16F

東 京 支 店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F

直 営 店：145店舗

| 区分    | 地 域       | 主 要 な 店 舗 名                                                   | 店舗数  |
|-------|-----------|---------------------------------------------------------------|------|
| 靴下屋関連 | 北 海 道     | 札幌アピア、札幌ステラプレイス                                               | 3店   |
|       | 東 北       | エスパル仙台、仙台セルバ                                                  | 6店   |
|       | 関 東       | ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミネ大宮1、ルミネ横浜、ラゾーナ川崎 | 39店  |
|       | 甲信越・北陸・東海 | イオンモール高岡、新静岡セノバ、CoCoLo新潟、イオンモール新潟亀田インター                       | 11店  |
|       | 近 畿       | なんばパークス、ルクア、京都ポルタ、京都寺町、あべのキューズモール、ららぽーと門真                     | 17店  |
|       | 中 国 ・ 四 国 | ゆめタウン広島、イオンモール広島府中                                            | 6店   |
|       | 九 州 ・ 沖 縄 | アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、熊本下通り                                      | 16店  |
|       | 小 計       |                                                               | 98店  |
| タピオ関連 | 北 海 道     | 札幌アピア                                                         | 2店   |
|       | 東 北       | 仙台三越                                                          | 1店   |
|       | 関 東       | 東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木ヒルズ、GINZA SIX、KITTE、丸の内オアゾ              | 19店  |
|       | 甲信越・北陸・東海 | JR名古屋高島屋、ラシック名古屋                                              | 8店   |
|       | 近 畿       | 大丸梅田、阪神百貨店、京都寺町、グランフロント大阪、阪急三番街                               | 12店  |
|       | 中 国 ・ 四 国 | 福屋百貨店                                                         | 1店   |
|       | 九 州 ・ 沖 縄 | 小倉井筒屋、大丸福岡天神、鶴屋百貨店、アミュプラザ鹿児島プレミアム館                            | 4店   |
|       | 小 計       |                                                               | 47店  |
| 総 合 計 |           |                                                               | 145店 |

② 子会社等

|    |                     |                 |
|----|---------------------|-----------------|
| 国内 | タビオ奈良株式会社           | 奈良県北葛城郡広陵町三吉578 |
| 国外 | Tabio France S.A.S. | フランス            |
|    | Tabio Retail S.A.S. | フランス            |
|    | 踏比鷗商貿（上海）有限公司       | 中国              |

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 274名 | △5名    |

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が568名おります。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高   |
|-------------|---------|
|             | 千円      |
| 株式会社三井住友銀行  | 270,190 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 195,000 |
| 株式会社南都銀行    | 61,615  |

(11) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

（会計基準の選択に関する基本的な考え方）

当社グループは、連結計算書類の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、当面は、日本基準で連結計算書類を作成する方針であります。

なお、国際財務報告基準（IFRS）の適用につきましては、国内外の諸情勢を考慮の上、適切に対応していく方針であります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数      普通株式      26,000,000株  
(2) 発行済株式の総数      普通株式      6,790,590株(自己株式23,290株を除く)  
(3) 株      主      数      9,286名  
(4) 大      株      主      (上位10名)

| 株      主      名                          | 持   株   数              | 持 株 比 率            |
|------------------------------------------|------------------------|--------------------|
| 有   限   会   社   越   智   産   業            | 1,852,000 <sup>株</sup> | 27.27 <sup>%</sup> |
| エ ム ・ エ ス ・ エ ヌ 株 式 会 社                  | 1,075,900              | 15.84              |
| 越 智 ホールディングス株式会社                         | 626,000                | 9.22               |
| タ ビ オ 取 引 先 持 株 会                        | 212,792                | 3.13               |
| 高            山            清            行 | 100,000                | 1.47               |
| 株 式 会 社 ナ イ ガ イ                          | 100,000                | 1.47               |
| 越            智            康            彦 | 75,678                 | 1.11               |
| 石            坂            季            之 | 75,000                 | 1.10               |
| 越            智            恵            子 | 66,668                 | 0.98               |
| 真            砂            純            子 | 66,666                 | 0.98               |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|               | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|---------------|---------|-------------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 14,413株 | 5名          |
| 社外取締役         | —       | —           |
| 監査役           | 828株    | 1名          |

### 3. 会社役員に関する事項（2025年2月28日現在）

#### （1）取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 越 智 勝 寛 | エム・エス・エヌ株式会社代表取締役                                       |
| 取 締 役     | 越 智 康 彦 |                                                         |
| 取 締 役     | 真 砂 輝 男 | タピオ奈良株式会社代表取締役                                          |
| 取 締 役     | 関 淑 束   | 財務部長                                                    |
| 取 締 役     | 今 川 弘 明 |                                                         |
| 取 締 役     | 金 井 路 子 | 株式会社グロースエンジン代表取締役                                       |
| 取 締 役     | 和 田 真 治 | 国立大学法人和歌山大学アントレプレ<br>ナーシップデザインセンター教授・副<br>センター長         |
| 取 締 役     | 高 原 聡   | 株式会社ナイガイ取締役執行役員                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 渡 邊 浩 樹 |                                                         |
| 監 査 役     | 林 裕 之   | 弁護士（弁護士法人 太田・柴田・林法<br>律事務所）<br>政岡土地株式会社社外取締役            |
| 監 査 役     | 高 山 和 則 | 公認会計士・税理士（高山公認会計士事<br>務所）<br>サンヨーホームズ株式会社取締役（監<br>査等委員） |

- （注）1. 2024年5月23日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、荻原正俊、大武健一郎の両氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 2024年5月23日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、小田明氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
3. 2024年5月23日開催の第47期定時株主総会において、今川弘明、和田真治及び高原聡の3氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2024年5月23日開催の第47期定時株主総会において、渡邊浩樹氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役 林裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
6. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 金井路子、和田真治及び高原聡の3氏は、社外取締役であります。
8. 監査役 林裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
9. 取締役 金井路子、和田真治、監査役 林裕之及び高山和則の4氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

#### (基本方針)

取締役の報酬は、その役割と責務を適切に果たす観点から、基本報酬に加えて、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成する。

#### (基本報酬)

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、『役員報酬に関する内規』に基づき、各取締役の役位・役割・職責等に応じて決定する。具体的な報酬額の決定に際しては、会社の業績・業界水準・従業員給与等とのバランスも考慮する。

#### (賞与)

取締役賞与は、毎年、一定の時期に支給する金銭報酬とし、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取り組み状況・従業員への賞与支給状況・ガバナンスの状況等を総合的に勘案して決定する。

指標として単年度の連結営業利益達成度を選定した理由は、当グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。

#### (譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを

目的として導入するものであり、中長期インセンティブ・市場への影響・他社動向等を考慮し、支給総額を決定する。

各取締役に対して、役位・役割・職責等に応じて毎年一定の時期に付与し、退任時までの間、譲渡制限を付すものとする。

#### （割合の決定に関する方針）

基本報酬、取締役賞与、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で設定する。

#### （取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

基本報酬、取締役賞与、株式報酬の各取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である越智勝寛が決定しております。

権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に対して各取締役の報酬額の内訳及びその決定理由を事前に説明した上で、取締役会に総額を報告し、基本報酬額案、取締役賞与額案及び株式報酬額案を決定するものとする。

取締役賞与は、事業年度終了後、上記に記載の決定方針に基づき、各取締役の賞与額案に対する支給率を代表取締役社長が検討し、取締役会において賞与総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

株式報酬は、株式報酬額案を基に、上記に記載の決定方針に基づき、取締役会において株式報酬総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

#### （監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

各監査役の報酬等については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案の上監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分  | 対象人数<br>(名) | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） |         |               |
|-------|-------------|--------------------|----------------|---------|---------------|
|       |             |                    | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 譲渡制限付<br>株式報酬 |
| 社内取締役 | 6           | 135,422            | 119,800        | —       | 15,622        |
| 社内監査役 | 2           | 13,999             | 13,000         | —       | 999           |
| 社外取締役 | 4           | 15,200             | 15,200         | —       | —             |
| 社外監査役 | 2           | 9,000              | 9,000          | —       | —             |
| 計     | 14          | 173,621            | 157,000        | —       | 16,621        |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2024年5月23日開催の第47期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。なお、決議当時の対象取締役は10名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内（社外取締役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象取締役は7名となります。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の対象監査役は5名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以内（社外監査役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象監査役は3名となります。
5. 上記支給額のほか、2024年5月23日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、役員特別功労金を退任取締役に対して25,000千円及び退任監査役に対して11,000千円を支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役 金井 路子

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社グロースエンジン代表取締役であり、株式会社グロースエンジンと当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

###### ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役金井路子氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

##### ② 社外取締役 和田 真治

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は国立大学法人和歌山大学アントレプレナーシップデザインセンター教授・副センター長であり、国立大学法人和歌山大学と当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

#### ハ．社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役和田真治氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### ③ 社外取締役 高原 聡

#### イ．重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社ナイガイの取締役執行役員であり、株式会社ナイガイは当社の資本業務提携先であります。

#### ロ．当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

#### ハ．社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役高原 聡氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### ④ 社外監査役 林 裕之

#### イ．重要な兼職先と当社との関係

①同氏は弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、弁護士法人太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

②同氏は政岡土地株式会社の社外取締役であり、政岡土地株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

#### ロ．当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な弁護士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ．社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 社外監査役 高山 和則

イ．重要な兼職先と当社との関係

①同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

②同氏はサンヨーホームズ株式会社の取締役（監査等委員）であり、サンヨーホームズ株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ．社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況（2025年2月28日現在）

##### （1）会計監査人の名称

ひびき監査法人

##### （2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

- （注）1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

##### （3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針（2025年2月28日現在）

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - （1）当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
  - （2）社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。
- (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。
- (4) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他の外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

10. 反社会的勢力に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

## 11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

### (1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

### (2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### (3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

### (4) コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。

### (5) 反社会的勢力排除について

お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,994,799	流 動 負 債	2,400,424
現 金 及 び 預 金	2,065,418	買 掛 金	415,581
受 取 手 形	13,465	電 子 記 録 債 務	609,720
売 掛 金	729,708	1年内返済予定の長期借入金	167,010
商 品	1,020,173	リ ー ス 債 務	134,821
貯 蔵 品	351	未 払 費 用	310,737
そ の 他	166,419	未 払 法 人 税 等	134,095
貸 倒 引 当 金	△737	賞 与 引 当 金	211,094
固 定 資 産	4,527,356	契 約 負 債	47,632
有形固定資産	2,429,358	資 産 除 去 債 務	8,852
建 物 及 び 構 築 物	536,605	そ の 他	360,877
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,583	固 定 負 債	1,290,487
土 地	1,601,791	長 期 借 入 金	366,366
リ ー ス 資 産	199,508	リ ー ス 債 務	281,161
建 設 仮 勘 定	6,455	退 職 給 付 に 係 る 負 債	43,235
そ の 他	70,414	資 産 除 去 債 務	449,126
無形固定資産	302,920	そ の 他	150,598
ソ フ ト ウ エ ア	234,918	負 債 合 計	3,690,912
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	975	純 資 産 の 部	
そ の 他	67,026	株 主 資 本	4,579,426
投資その他の資産	1,795,077	資 本 金	414,789
投 資 有 価 証 券	387,450	資 本 剰 余 金	93,497
差 入 保 証 金	1,059,825	利 益 剰 余 金	4,097,766
繰 延 税 金 資 産	219,855	自 己 株 式	△26,625
退 職 給 付 に 係 る 資 産	72,470	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	251,817
そ の 他	55,475	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△20,416
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,456
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	267,777
		純 資 産 合 計	4,831,243
資 産 合 計	8,522,156	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,522,156

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,852,068
売上原価		7,362,790
売上総利益		9,489,278
販売費及び一般管理費		8,749,499
営業利益		739,778
営業外収益		
受取利息	348	
受取配当金	6,843	
仕入割引	7,568	
固定資産賃貸料	1,616	
受取補償金	2,383	
雑収入	6,564	25,325
営業外費用		
支払利息	7,258	
為替差損	1,775	
雑損失	1,353	10,387
経常利益		754,717
経常損失		
固定資産売却損	726	
役員特別功労金	36,000	
減損損失	136,538	173,264
税金等調整前当期純利益		581,452
法人税、住民税及び事業税	167,875	
法人税等調整額	△106,500	61,374
当期純利益		520,078
親会社株主に帰属する当期純利益		520,078

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	414,789	92,525	3,781,572	△18,820	4,270,066
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△203,884		△203,884
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			520,078		520,078
自己株式の取得				△25,229	△25,229
自己株式の処分				17,423	17,423
自己株式処分差益		971			971
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	971	316,193	△7,805	309,360
当 期 末 残 高	414,789	93,497	4,097,766	△26,625	4,579,426

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△4,009	△4,603	210,513	201,900	4,471,966
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△203,884
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					520,078
自己株式の取得					△25,229
自己株式の処分					17,423
自己株式処分差益					971
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	△16,407	9,060	57,263	49,916	49,916
当期変動額合計	△16,407	9,060	57,263	49,916	359,276
当 期 末 残 高	△20,416	4,456	267,777	251,817	4,831,243

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社名

タビオ奈良株式会社

Tabio France S.A.S.

Tabio Retail S.A.S.

踏比鷗商貿（上海）有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Tabio France S.A.S.、Tabio Retail S.A.S.、踏比鷗商貿（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなれるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～50年
機械装置	7～15年
工具、器具及び備品	3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主に靴下の企画・販売を行っており、商品販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。また、卸売販売及びオンライン販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、値引きや販売促進費の一部は売上高から控除しております。

顧客に付与されたポイントは、商品購入時の支払いへ充当可能であり、将来顧客により行使されると見込まれるポイントを履行義務として、連結貸借対照表上の契約負債に計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 自 2024年3月1日 至 2025年2月28日
国内専門店事業	12,729,563
国内EC事業	2,079,992
海外・スポーツ卸事業	2,042,512
顧客との契約から生じる収益	16,852,068
その他の収益	—
外部顧客への売上高	16,852,068

(注) 1. 国内専門店事業は、主に直営店、フランチャイズチェーン店における売上高になります。

2. 国内EC事業は、主に当社ECサイト、ECモールにおける売上高になります。

3. 海外・スポーツ卸事業は、主に海外店舗、国内スポーツ専門店における売上高になります。

4. 売上高の数値は連結消去後のものになります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	2,429,358
無形固定資産	302,920
減損損失	136,538

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たり、基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を資産グループとしてグルーピングしており、店舗ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した翌期の事業計画を基礎として、店舗ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって、当初見込んでいた収益が得られず実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
商 品	1,020,173
商 品 評 価 損	123,191

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品の評価について、正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、直近の販売実績を踏まえた上で、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げしております。滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰 延 税 金 資 産	219,855
法人税等調整額	△106,500

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の利益計画に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としており、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や納税状況等を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い、課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込に係る判断を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、営業実績や実際に生じた時期など見積りと異なった場合には、評価性引当額の計上又は取崩に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 資産除去債務

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
資 産 除 去 債 務	457,979

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去に発生した原状回復費用の実績額等に基づいて計算しております。

今後の事業環境の変化、経済状況や市況による工事単価の変動、契約先との交渉等に伴い、実際の支払額と原状回復費用の見積りの間に重要な差異が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額152,209千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減価償却費112,737千円、減損損失18,074千円を計上しております。

その結果、営業利益及び経常利益が112,737千円減少し、税金等調整前当期純利益が130,811千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,712,298千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	6,813,880	—	—	6,813,880

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	17,731	20,800	15,241	23,290

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の増加 普通株式 20,800株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 普通株式 15,241株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年 5月23日 定時株主総会	普通株式	203,884千円	30円	2024年 2月29日	2024年 5月24日

4. 当連結会計年度末日を基準日とした剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力 発生日
2025年 5月22日 定時株主総会	普通株式	203,717千円	利益剰余金	30円	2025年 2月28日	2025年 5月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しており、また、資金調達については銀行借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信限度管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合への出資金であり、発行会社の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況を把握することにより管理しております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利の変動リスクに晒されていません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「契約負債」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券（※1）	187,450	187,450	—
(2)差入保証金	1,059,825	1,008,038	△51,787
資産計	1,247,275	1,195,488	△51,787
(1)長期借入金（※2）	533,376	528,835	△4,540
負債計	533,376	528,835	△4,540

※1 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については上記の表には含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は200,000千円であります。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,065,418	—	—	—
受取手形	13,465	—	—	—
売掛金	729,708	—	—	—
合計	2,808,592	—	—	—

(注) 差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償却予定額には含めておりません。

4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	167,010	364,321	2,045	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	187,450	—	—	187,450

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,008,038	—	1,008,038
長期借入金	—	528,835	—	528,835

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

将来キャッシュ・フローを信用リスク等を加味した利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	711円46銭
1 株当たり当期純利益	76円62銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,741,572	流動負債	2,234,975
現金及び預金	1,835,339	買掛金	392,863
受取手形	13,465	電子記録債権	609,720
掛金	730,183	1年内返済予定の長期借入金	145,190
商品	1,010,747	リース負債	122,561
蔵品	193	未払金	254,100
費用	91,275	未払費用	266,747
前払入金	14,768	未払法人税等	127,404
その他の当金	46,335	未払消費税等	3,783
倒引	△737	預り金	45,492
固定資産	4,441,009	賞与引当金	191,000
有形固定資産	2,369,714	契約負債	42,199
建物	512,080	資産除去債	8,852
構築物	22,213	その他	25,059
工具、器具及び備品	63,505	固定負債	2,013,705
土地	1,601,791	長期借入金	920,000
リース資産	163,667	長期未払金	245,879
建設仮勘定	6,455	退職給付引当金	24,901
無形固定資産	209,095	資産除去債	307,013
ソフトウェア	202,333	長期預り保証金	446,911
ソフトウェア仮勘定	975		69,000
電話加入権	5,786	負債合計	4,248,681
投資その他の資産	1,862,198	純 資 産 の 部	
投資有価証券	387,450	株主資本	3,954,316
関係会社株	44,000	資本剰余金	414,789
関係会社長期貸付金	160	資本準備金	93,497
関係会社前払費用	10,366	資本剰余金	92,424
長期入金	3,464	その他資本剰余金	1,072
差延税金	1,046,820	利益剰余金	3,472,656
繰上	318,096	利益準備金	65,000
繰下	51,841	その他利益剰余金	3,407,656
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	3,307,656
		自己株式	△26,625
		評価・換算差額等	△20,416
		その他有価証券評価差額金	△20,416
資産合計	8,182,581	純資産合計	3,933,899
		負債・純資産合計	8,182,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,460,177
売 上 原 価		7,259,629
売 上 総 利 益		9,200,548
販売費及び一般管理費		8,569,608
営 業 利 益		630,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	498	
受 取 配 当 金	106,743	
仕 入 割 引	7,568	
固 定 資 産 賃 貸 料	4,768	
受 取 手 数 料	884	
雑 収 入	6,047	126,511
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,504	
為 替 差 損	1,766	
雑 損 失	949	12,220
経 常 利 益		745,230
経 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	726	
役 員 特 別 功 労 金	36,000	
減 損 損 失	136,538	173,264
税 引 前 当 期 純 利 益		571,965
法人税、住民税及び事業税	161,086	
法 人 税 等 調 整 額	△111,778	49,308
当 期 純 利 益		522,657

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	414,789	92,424	100	92,525	65,000	100,000	2,988,883
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△203,884
当 期 純 利 益							522,657
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式処分差益			971	971			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	971	971	—	—	318,772
当 期 末 残 高	414,789	92,424	1,072	93,497	65,000	100,000	3,307,656

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	3,153,883	△18,820	3,642,377	△4,009	△4,009	3,638,367
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△203,884		△203,884			△203,884
当 期 純 利 益	522,657		522,657			522,657
自己株式の取得		△25,229	△25,229			△25,229
自己株式の処分		17,423	17,423			17,423
自己株式処分差益			971			971
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				△16,407	△16,407	△16,407
当 期 変 動 額 合 計	318,772	△7,805	311,939	△16,407	△16,407	295,532
当 期 末 残 高	3,472,656	△26,625	3,954,316	△20,416	△20,416	3,933,899

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなれるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～50年
工具、器具及び備品	3～10年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に靴下の企画・販売を行っており、商品販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。また、卸売販売及びオンライン販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、値引きや販売促進費の一部は売上高から控除しております。

顧客に付与されたポイントは、商品購入時の支払いへ充当可能であり、将来顧客により行使されると見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の契約負債に計上しております。

収益認識に関する注記

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
有 形 固 定 資 産	2,369,714
無 形 固 定 資 産	209,095
減 損 損 失	136,538

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

2. 棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
商 品	1,010,747
商 品 評 価 損	123,096

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

3. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
繰 延 税 金 資 産	318,096
法人税等調整額	△111,778

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

4. 資産除去債務

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当事業年度
資 産 除 去 債 務	455,764

- (2)会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額152,209千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減価償却費112,737千円、減損損失18,074千円を計上しております。

その結果、営業利益及び経常利益が[※]112,737千円減少し、税引前当期純利益が130,811千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,286,154千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	12,947千円
短期金銭債務	55,304千円
長期金銭債務	600,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	47,704千円
販売費及び一般管理費	608,703千円
営業取引以外の取引高	106,743千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式（株）	17,731	20,800	15,241	23,290

（変動事由の概要）

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の増加	普通株式	20,800株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	15,241株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金否認	58,407千円
未払事業税否認	12,315千円
棚卸資産評価減否認	43,023千円
退職給付引当金否認	93,884千円
減価償却超過額	1,974千円
関係会社株式評価損	43,451千円
減損損失	81,751千円
資産除去債務	139,372千円
その他有価証券評価差額金	8,993千円
その他	39,616千円
繰延税金資産小計	522,792千円
評価性引当額	△194,754千円
繰延税金資産合計	328,038千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,941千円
繰延税金負債合計	△9,941千円
繰延税金資産の純額	318,096千円

決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が、2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。

なお、この税率変更による計算書類への影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	タビオ奈良株式会社	(所有) 直接 100.00%	兼任3名	商品の保管・ 出庫・検査・ 検品業務	資金の借入	600,000	長期借入金	600,000
					利息の支払 (注1)	2,769	—	—
					土地の賃貸 (注2)	3,152	—	—
					固定資産の購入 (注3)	623,435	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 土地の賃貸料については、交渉の上決定しております。

(注3) 固定資産の購入価格については、残存簿価に基づき決定しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

579円32銭

1 株当たり当期純利益

77円00銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

タ ビ オ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひびき監査法人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 武 藤 元 洋
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 安 富 茉 衣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タビオ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

タビオ株式会社
取締役会御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤 元 洋
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 安富 茉 衣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タビオ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月24日

タビオ株式会社	監査役会	
常勤監査役	渡 邊 浩 樹	㊞
社外監査役	林 裕 之	㊞
社外監査役	高 山 和 則	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金30円

総額 203,717,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

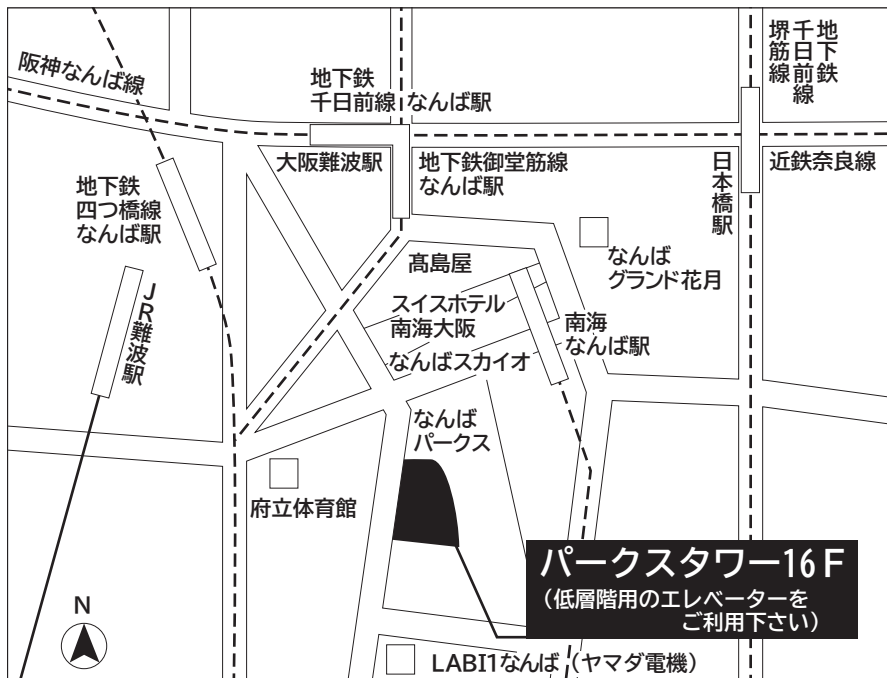
2025年5月23日

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス内パークスタワー16F 当社本店大会議室
(低層階用のエレベーターをご利用下さい)

電 話 06-6632-1200



[交通のご案内]

- ・ 南海なんば駅 中央口徒歩2分 南口徒歩3分
- ・ 地下鉄なんば駅 御堂筋線徒歩8分
四つ橋線徒歩15分
千日前線徒歩11分
- ・ 近鉄/阪神大難波駅 徒歩12分
- ・ J R難波駅 徒歩15分